

一、相关新法令、新政策

● 关于深化收入分配制度改革的若干意见

【发布单位】国务院
 【发布文号】国发〔2013〕6号
 【发布日期】2013-02-03
 【内容提要】该意见提出：

<p>主要目标</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 城乡居民收入实现倍增。到 2020 年实现城乡居民人均实际收入比 2010 年翻一番。 ▪ 收入分配差距逐步缩小。 ▪ 收入分配秩序明显改善。 ▪ 收入分配格局趋于合理。
<p>政策措施</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ <u>促进中低收入职工工资合理增长。</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 完善工资指导线制度，建立统一规范的企业薪酬调查和信息发布制度。 ➢ 根据经济发展、物价变动等因素，适时调整最低工资标准，到 2015 年绝大多数地区最低工资标准达到当地城镇从业人员平均工资的 40%以上。 ➢ 研究发布部分行业最低工资标准。 ➢ 以非公有制企业为重点，推行工资集体协商和行业性、区域性工资集体协商，到 2015 年，集体合同签订率达到 80%。 ➢ 落实新修订的《劳动合同法》，研究出台劳务派遣规定等配套规章，严格规范劳务派遣用工行为，依法保障被派遣劳动者的同工同酬权利。 ▪ <u>加强个人所得税调节。</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 加快建立综合与分类相结合的个人所得税制度。 ➢ 完善高收入者个人所得税的征收、管理和处罚措施，将各项收入全部纳入征收范围，建立健全个人收入双向申报制度和全国统一的纳税人识别号制度。 ➢ <u>取消对外籍个人从外商投资企业取得的股息、红利所得免征个人所得税等税收优惠。</u> ▪ <u>改革完善房地产税等。</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 完善房产保有、交易等环节税收制度，逐步扩大个人住房房产税改革试点范围。 ➢ 扩大资源税征收范围，提高资源税税负水平。 ➢ 合理调整部分消费税的税目和税率，将部分高档娱乐消费和高档奢侈消费品纳入征收范围。 ➢ 研究在适当时期开征遗产税问题。 ▪ <u>加快收入分配相关领域立法。</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 研究出台企业工资支付保障、集体协商等方面法律法规，及时修订完善土地管理、矿产资源管理、税收征管、房产税等方面法律法规。 ➢ 建立健全财产登记制度，完善财产法律

一、関連する新法令、新政策

● 所得分配制度改革推進に関する若干意见

【発布機関】国务院
 【発布番号】国発〔2013〕6号
 【発布日】2013-02-03
 【概要】本意見では以下の内容を掲げている。

<p>主要目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 都市農村住民の所得倍増実現。2020 年までに都市農村住民の 1 人あたりの実質所得が 2010 年比で倍になるようにする。 ▪ 所得格差を徐々に縮小する。 ▪ 所得分配の秩序を顕著に改善する。 ▪ 所得分配構造の合理化を図る。
<p>政策措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ <u>中低所得層労働者賃金の合理的引き上げを図る。</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 賃金ガイドライン制度を整備し、統一・規範化された企業賃金報酬調査および情報公表制度を確立する。 ➢ 経済発展、物価変動などの要素により、最低賃金基準を適時調整し、2015 年までに大多数地域の最低賃金基準が現地の都市部労働者の平均賃金の 40%以上に達するようにする。 ➢ 一部の業種最低賃金基準を研究し公布する。 ➢ 非公有制企業を重点として、賃金団体交渉および業種別・区域別賃金団体交渉を推し進め、2015 年までに、労働協約の締結率が 80%に達するようにする。 ➢ 新たに改正された「労働契約」を着実に実施し、労働派遣規定などの関連規則を研究し公布し、労働派遣雇用行為の厳格なルール化を図り、法に照らし派遣労働者の同一労働同一賃金の権利を保障する。 ▪ <u>個人所得税の調節を強化する。</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 総合と分類を兼ね備えた個人所得税制度の確立を加速化させる。 ➢ 高所得者の個人所得税の徴収、管理と処罰措置を整備し、各所得の全てを課税範囲に組み込み、健全な個人所得双方向申告制度と全国統一の納税者識別番号制度を確立し健全化させる。 ➢ <u>外国国籍個人が外商投資企業から取得した株主配当金、配当金所得の個人所得税免除などの税収優遇を廃止する。</u> ▪ <u>改革により不動産税などを整備する。</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 不動産保有、取引などの段階での税収制度を整備し、個人住宅不動産税の改革試行範囲を徐々に拡大していく。 ➢ 資源税の徴収範囲を拡大し、資源税の税負担水準の引き上げを行う。 ➢ 一部の消費税の税目と税率を合理的に調整し、一部のハイクラスの娯楽消費とハイクラスの贅沢消費財を課税範囲に組み入れる。 ➢ 遺産税導入開始の適切な時機を研究する。

<p>保护制度。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ <u>维护劳动者合法权益。</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 健全工资支付保障机制。 ➢ 完善劳动争议处理机制，加大劳动保障监察执法力度。 ▪ <u>健全现代支付和收入监测体系。</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 整合公安、民政、社保、住房、银行、税务、工商等相关部门信息资源，建立健全社会信用体系和收入信息监测系统，完善个人所得税信息管理系统。
--

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zwqk/2013-02/05/content_2327531.htm

<ul style="list-style-type: none"> ▪ <u>所得分配関連分野の立法を加速化させる。</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 企業賃金支払保障、団体交渉などの法律法規を研究の上公布し、土地管理、鉱物資源管理、税收徵收管理、不動産税などの法律法規を速やかに研究し公布する。 ➢ 健全な財産登記制度を確立し、財産の法律保護制度を整備する。 ▪ <u>労働者の合法權益を守る。</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 賃金支払保障体制を整備する。 ➢ 労働紛争処理体制を整備し、労働保障監察法執行力を強化する。 ▪ <u>現代化支払と所得監視システムを整備する。</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 公安、民政、社会保険、住宅、銀行、税務、工商などの関係部門の情報資源を整合し、健全な社会信用体制と所得情報監視システムを確立し、個人所得稅情報管理システムを整備する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zwqk/2013-02/05/content_2327531.htm

● 关于修改《计算机软件保护条例》的决定

【发布单位】国务院
【发布文号】国务院令 第 632 号
【发布日期】2013-01-30
【实施日期】2013-03-01
【内容提要】此次修改提高了对侵权行为的处罚额度。
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zwqk/2013-02/08/content_2330130.htm

● 「コンピューターソフトウェア保護条例」改正に関する決定

【発布機関】国务院
【発布番号】国务院令 第 632 号
【発布日】2013-01-30
【施行日】2013-03-01
【概要】今回の改正により、権利侵害行為の罰金額が引き上げられた。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zwqk/2013-02/08/content_2330130.htm

● 关于修改《中华人民共和国著作权法实施条例》的决定

【发布单位】国务院
【发布文号】国务院令 第 633 号
【发布日期】2013-01-30
【实施日期】2013-03-01
【内容提要】此次修改提高了对侵权行为的处罚额度。
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zwqk/2013-02/08/content_2330132.htm

● 「中華人民共和國著作權法實施條例」改正に関する決定

【発布機関】国务院
【発布番号】国务院令 第 633 号
【発布日】2013-01-30
【施行日】2013-03-01
【概要】今回の改正により、権利侵害行為の罰金額が引き上げられた。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zwqk/2013-02/08/content_2330132.htm

● 关于修改《信息网络传播权保护条例》的决定

【发布单位】国务院
【发布文号】国务院令 第 634 号
【发布日期】2013-01-30
【实施日期】2013-03-01
【内容提要】此次修改提高了对侵权行为的处罚额度。

● 「情報ネットワーク伝達権保護条例」改正に関する決定

【発布機関】国务院
【発布番号】国务院令 第 634 号
【発布日】2013-01-30
【施行日】2013-03-01
【概要】今回の改正により、権利侵害行為の罰金額が引き上げられた。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zwqk/2013-02/08/content_2330133.htm

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

● 仲裁院（CIETAC）纷争的第三轮较量

在第 294 期《里兆法律资讯》和第 307 期《里兆法律资讯》，我们分别介绍了中国国际经济贸易仲裁委员会（以下简称“北京 CIETAC”）与中国国际经济贸易仲裁委员会上海分会（以下简称“上海 CIETAC”）和华南国际经济贸易仲裁委员会（同时使用“深圳国际仲裁院”的名称；2012 年 10 月 22 日由原中国国际经济贸易仲裁委员会华南分会更名而来；以下简称“深圳 SCIA”）的前两轮较量。

2013 年 01 月 21 日，上海 CIETAC 和深圳 SCIA 共同发表《联合公告》，大致意思如下：

1. 上海 CIETAC 和深圳 SCIA 均是合法、独立的仲裁机构。
2. 当事人约定“中国国际经济贸易仲裁委员会上海分会”为仲裁机构的案件，应当由上海 CIETAC 依法受理。
3. 当事人约定“华南国际经济贸易仲裁委员会”、“深圳国际仲裁院”或其前称（“中国国际经济贸易仲裁委员会华南分会”、“中国国际经济贸易仲裁委员会深圳分会”）为仲裁机构的案件，应当由深圳 SCIA 依法受理。

2013 年 02 月 04 日，上海 CIETAC 和深圳 SCIA 又共同于《人民日报》第 12 版刊登了《联合公告》，再次重申了上述内容。

这已经是仲裁院（CIETAC）纷争的第三轮较量了，该纷争仍没有平息迹象。

此外，[上海地区](#)和[深圳地区](#)也分别以立法手段，在地方性法规中分别确立了上海 CIETAC、深圳 SCIA 的独立仲裁机构之地位，这也是中国首次对仲裁机构的专门立法。

（里兆律师事务所 2013 年 02 月 16 日整理编写）

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zwqk/2013-02/08/content_2330133.htm

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

● 仲裁院（CIETAC）纷争の 3 度目の対立

第 294 期「里兆法律情報」および第 307 期「里兆法律情報」で、中国国際經濟貿易仲裁委員會（以下「北京 CIETAC」という）と中国国際經濟貿易仲裁委員會上海分会（以下「上海 CIETAC」という）、華南國際經濟貿易仲裁委員會（「深セン國際仲裁院」という名称も使用している。2012 年 10 月 22 日、旧中国国際經濟貿易仲裁委員會華南分会の改名による。以下「深セン SCIA」という）の 2 度にわたる対立について紹介した。

2013 年 1 月 21 日、上海 CIETAC と深セン SCIA は共同で以下の主旨の「[共同声明](#)」を出した。

1. 上海 CIETAC と深セン SCIA はいずれも合法で、独立した仲裁機関である。
2. 当事者が「中国国際經濟貿易仲裁委員會上海分会」を仲裁機関とする旨を約定している案件は、上海 CIETAC が法に照らし受理すべきものである。
3. 当事者が「華南國際經濟貿易仲裁委員會」、「深セン國際仲裁院」もしくは旧称（「中国国際經濟貿易仲裁委員會華南分会」、「中国国際經濟貿易仲裁委員會深セン分会」）を仲裁機関とする旨を約定している案件は、深セン SCIA が法に照らし受理すべきものである。

2013 年 2 月 4 日、上海 CIETAC と深セン SCIA は再び共同で「[人民日报](#)」第 12 版にて「共同声明」を出し、上述の内容を再度言及した。

仲裁院（CIETAC）の対立は今回で 3 回目になるが、終息の兆しはまだ見られない。

このほか、[上海地区](#)と[深セン地区](#)でも立法的措置を講じ、地方法規でそれぞれ上海 CIETAC、深セン SCIA の仲裁機関としての独立した地位について定めているが、中国で仲裁機関について法律で定められたのは今回が初めてである。

（里兆法律事務所が 2013 年 2 月 16 日付で作成）

● 简析在华任职的外籍董事及高管的个人税务问题

在华任职的外籍董事及高管，与一般外籍员工一样，需要依法在华缴纳个人所得税，且在部分情况下外籍董事及高管的税负会更重。本文从外籍董事及高管在华个人税务的法律依据、身份界定、主要原则、分类计算等角度，简要分析其在中国如何计算和缴纳个人所得税问题。

(一) 关于法律依据

除了中国《[个人所得税法](#)》以及《[个人所得税法实施条例](#)》外，中国国家税务总局主要是通过制定专项规定的方式，逐步确定、完善外籍董事及高管在华个人税务方面的法律依据。主要的专项规定，我们简要列表如下：

【表一】

规定名称	简要说明
1. 《关于在中国境内无住所的个人取得工资薪金所得纳税义务问题的通知》 （国税发[1994]148号文）	- 主要规定了外籍董事及高管在华缴纳个人所得税的一般原则，以及境内、境外所得的划分方法等。
2. 《关于在中国境内无住所的个人计算缴纳个人所得税若干具体问题的通知》 （国税函发[1995]125号）	- 主要规定了外籍董事及高管实际在中国境内、境外工作期间的界定，以及境内工作不满全月时如何计税等。
3. 《关于在中国境内无住所的个人执行税收协定和个人所得税法若干问题的通知》 （国税发[2004]97号）	- 主要规定了外籍董事及高管判定纳税义务和实际工作期间的时间标准，以及不同纳税义务人的具体计税公式等。
4. 《关于在中国境内担任董事或高层管理职务无住所个人计算个人所得税适用公式的批复》 （国税函[2007]946号）	- 主要针对原规定在具体计税公式方面存在的不完善、不严密，就不同纳税义务人的具体计税等，重新进行了规定。

(二) 关于身份界定

结合中国《[公司法](#)》以及上述各项税收规定，需要根据本文计算缴纳个人所得税的外籍董事及高管的身份界定如下：

● 中国で董事および高級管理職に就く外国籍人員の個人関連税務問題に関する分析

中国で董事および高級管理職に就く外国籍人員は、他の外国籍従業員と同じく、法に則り中国において個人所得税を納付しなければならない。また、場合によっては外国籍の董事および高級管理職の税負担はより重いものとなる。本文では外国籍董事および高級管理職の中国における個人関連税務の法的根拠、職位の定義、主要原則、分類計算などの見地から、外国籍董事および高級管理職が中国において個人所得税をどのように計算し納付するかの問題について簡潔に分析する。

(一) 法的根拠について

中国の「[個人所得税法](#)」および「[個人所得税法实施条例](#)」の他にも、中国国家税务总局は主として個別規定を制定する方式で、徐々に外国籍董事および高級管理職の中国における個人税務に関する法的根拠を確定、完備させつつある。主な個別規定を以下の表にまとめた。

【表一】

規定名称	概要説明
1. 「 中国国内に住所を持たない個人の取得した賃金所得に伴う納税義務の問題に関する通知 」（国税発[1994]148号）	- 主として、外国籍董事および高級管理職の中国における個人所得税の納付に関する一般原則、ならびに国内、国外所得の区分方法などを規定した。
2. 「 中国国内に住所を持たない個人の個人所得税の計算納付に伴う若干具体問題に関する通知 」（国税函発[1995]125号）	- 主として、外国籍董事および高級管理職が実際に中国国内、国外で働いた時間の判定、ならびに国内で働いた時間が一ヶ月に満たない場合の税額計算方法などを規定した。
3. 「 中国国内に住所を持たない個人の租税協定および個人所得税法の実施に伴う若干問題に関する通知 」（国税発[2004]97号）	- 主として、外国籍董事および高級管理職の納税義務の判定と実際に働いた期間に関する時間基準、ならびに納税義務者毎の具体的な税額計算公式などを規定した。
4. 「 中国国内で董事または高級管理職に就き住所を持たない個人の個人所得税の計算に適用する公式に関する回答 」（国税函[2007]946号）	- 主として、元の規定の具体的な税額計算公式における不完全、不明確な点について、納税義務者毎の具体的な税額計算公式などを改めて規定した。

(二) 職位の定義について

中国の「[会社法](#)」および前述の各種税收規定に照らせば、本文において個人所得税を計算納付する外国籍董事および高級管理職の職位の定義は以下のとおりとする。

【表二(1)】

规定名称	简要说明
1. 外籍董事	- 在中国境内设立的企业(包括外商投资企业)通常需要设立董事会作为经营决策机构,董事会成员董事(包括外籍董事)通常由企业的股东进行委派或者选任。
2. 外籍高管	- 通常是指中国境内企业担任高层管理职务的外籍人员,具体包括公司正/副总经理、各职能总师、总监及其他类似职务的人员(例如,财务、销售等公司重要部门的总负责人)。 - 实际上,上述界定仍存在一定的概括性和不明确性,中国各地区可能会结合当地情况,予以进一步具体界定。例如,上海地区,外籍高管目前暂限于担任中国境内企业的正、副总经理的外籍人员(这是税法上对高管的界定,与公司法、劳动法上对高管的界定不同)。

需要特别注意和说明的是,中国与不同国家、地区签署的税收协定中,“董事费条款”通常包括如下两种情况:

【表二(2)】

情况	具体国家	计税方式的区分
1. “董事费条款”中明确表述包括高管。	- 例如,加拿大、挪威、瑞典、泰国等。	- 外籍高管与外籍董事的计税方式完全一致。
2. “董事费条款”中未明确表述包括高管。	- 例如,日本、美国、新加坡、中国香港和澳门等。	- 在如下情况下,外籍高管与外籍董事的计税方式完全一致:外籍高管兼任董事职务,以及外籍高管名义上虽然不兼任董事但实际上享有董事权益或者履行董事职责。 - 在其他情况下*,外籍高管与一般外籍员工的计税方式一致。

备注:虽然有上述【表二(2)】的区分,为了讨论方便,本文将外籍高管与外籍董事仍作为一类主体(即“外籍董事及高管”)进行分析。如果属于上述【表二(2)】*标注的情况,则请按照一般外籍员工的计税方式进行计算。

【表二(1)】

職位	概要説明
1. 外国籍董事	- 中国国内に設立された企業(外商投資企業を含む)は通常、董事会を意思決定機関として設立する必要があり、董事会構成員たる董事(外国籍董事を含む)は通常、企業の株主が任命派遣しまたは選任する。
2. 外国籍高級管理職	- 通常では中国国内の企業で高級管理職の任に就く外国籍人員を指し、具体的には会社の正・副総経理、各職能部門の総責任者、総監およびその他の類似職務の人員(たとえば、財務、販売など会社の重要部門の総責任者)を含む。 - 実際には、上記定義にはある程度の幅と不明確性が存在し、中国各地域において、現地の状況に合わせた更なる定義付けを行うことになる。たとえば、上海地区における外国籍高級管理職は、現在のところ中国国内企業の正・副総経理の任に就く外国籍人員に限られている(これは税法上の高級管理職に関する定義であり、会社法、労働法上の高級管理職の定義とは異なる)。

なお、中国が各国、各地区と締結した租税協定における「董事費条項」には、通常以下の二つの状況が含まれる。

【表二(2)】

状況	相手国	税額計算方法の区分
1. 「董事費条項」に高級管理職を含むことを明記している。	- 例:カナダ、ノルウェー、スウェーデン、タイなど。	- 外国籍高級管理職と外国籍董事の税額計算方法は完全に同じである。
2. 「董事費条項」に高級管理職を含むことを明記していない。	- 例:日本、アメリカ、シンガポール、中国香港およびマカオなど。	- 以下の状況においては、外国籍高級管理職と外国籍董事の税額計算方法は完全に同じである。外国籍高級管理職が董事職を兼務する場合、および外国籍高級管理職は名目上董事職を兼務していないが、実質的に董事の権益を得ているまたは董事の職責を履行している場合。 - その他の状況*においては、外国籍高級管理職と外国籍従業員の税額計算方法は同じである。

付注:上記【表二(2)】のとおり区分はあるが、便宜上、本文では外国籍高級管理職と外国籍董事をひとくくりの主体(すなわち、外国籍董事および高級管理職)として分析を行う。また、上記【表二(2)】の「*」の状況に該当する場合は、一般外国籍従業員の税額計算方式に照らして計算することになる。

(三) 关于主要原则

在华任职的外籍董事及高管在计算个人所得税时，主要需要注意如下列表所述的原则：

【表三】

主要原则	简要说明
1. 区分纳税义务	- 根据外籍董事及高管在华是否存在住所以及在华期间的不同，外籍董事及高管将承担不同的纳税义务。
2. 区分两项所得	- 境内所得：实际在中国境内工作期间取得的工资薪金，不论是由中国境内还是境外主体支付的，均属来源于中国境内的所得。 - 境外所得：实际在中国境外工作期间取得的工资薪金，不论是由中国境内还是境外主体支付的，均属来源于中国境外的所得。
3. 区分两项期间	- 判断在华纳税义务的期间：入境、离境、往返或多次往返境内外的当日，均按一天计算其在华实际逗留天数。 - 实际在华工作天数的期间：入境、离境、往返或多次往返境内外的当日，均按半天计算为在华实际工作天数。
4. 先税后分	- 对于境内、境外所得，无论是否属于中国法定征税范围，先以个人全部所得（包括境内、境外所得）计算个人所得税，再区分应当予以征收、不予征收、免于征收的比例，以及当月实际在华工作天数的比例等不同情形，进一步计算、调整和确定个人所得税税金。

(四) 关于分类计算

根据外籍董事及高管在华是否存在住所以及在华期间的不同，通常可以分为如下五种情况：

【表四（1）】

情况	简要说明
①	- 在华有住所的情况。即，外籍董事及高管在华有住所，从税务的角度，并非指具有房产的使用、所有权，通常是指具有中国的户籍（中国并不承认双重国籍，届时其实已经并非外籍人员）。
②	- 在华无住所，居住超过5年，从第6前起仍居住满1年的情况。即，在华无住所，居住超过5年，从第6前起的时间标准较为严格，是指在连续5个纳税年度（在中国纳税年度等同于公历自然年度，下同）中的每年均符合在华居住满1年的标准

(三) 主要原則について

中国で董事および高級管理職に就く外国籍人員の個人所得税を計算する場合、主として以下の表にまとめた原則に留意する必要がある。

【表三】

主要原則	概要説明
1. 納税義務の区分	- 外国籍董事および高級管理職の中国における住所の有無ならびに中国滞在期間に応じて、外国籍董事および高級管理職は異なる納税義務を負う。
2.2 項目の所得の区分	- 国内所得：実際に中国国内で働いた期間に取得した賃金報酬であり、支払元の主体が中国国内または国外であるかを問わず、全て中国国内を源泉とする所得に該当する。 - 国外所得：実際に中国国外で働いた期間に取得した賃金報酬であり、支払元の主体が中国国内または国外であるかを問わず、全て中国国外を源泉とする所得に該当する。
3.2 項目の期間の区分	- 中国での納税義務を判断する期間：入国、出国、海外と往来または複数回往復した当日は、いずれも一日として中国における滞在日数を計算する。 - 実際に中国において働いた期間：入国、出国、海外と往来または複数回往復した当日は、いずれも半日として中国において働いた日数を計算する。
4. 税額を全体で計算した上での区分	- 国内、国外所得については、中国の法定徴税範囲に該当するかを問わず、個人の全ての所得（国内、国外所得を含む）に基づき個人所得税を計算した上で、徴収、不徴収、徴収免除の割合、および当月実際に中国において働いた日数の割合などの個々の状況に区分して、個人所得税の税額を計算、調整、確定する。

(四) 分類計算について

外国籍董事および高級管理職の中国における住所の有無および中国滞在期間に応じて、通常以下の5つの状況に分けられる。

【表四（1）】

状況	概要説明
①	- 中国に住所を持つ場合。外国籍董事および高級管理職が中国に住所を持つ場合は、税務上、不動産の使用、所有権を有することを指すのではなく、通常は中国の戸籍を有することを指す（中国は二重国籍を認めていないため、実質的には既に非外国籍人員である）。
②	- 中国に住所なく、滞在期間が5年を超えている状況で、6年目より満1年滞在した場合。中国に住所なく、滞在期間が5年を超えている状況で6年目よりという期間計算基準は厳格であり、連続した5納税年度（中国の納税年度は暦の年度と同じであり、以下同様とす

	(在1个纳税年度中,临时离境1次不超过30日或者多次累计不超过90日),且第6年之后(含第6年)每年也符合居住满1年的标准。
③	- 在华无住所,居住满1年,不满5年的情况。即,在华无住所,在1个纳税年度中符合在华居住满1年的标准。
④	- 在华无住所,连续累计居住满90日(税收协定期限为183日),但不满1年的情况。
⑤	- 在华无住所,连续累计居住不满90日(税收协定期限为183日)的情况。

在确定上述情况,需要区分境内、境外所得,以及支付主体的不同,分别确定不同的纳税义务,具体如下:

【表四(2)】

情况	中国境内所得		中国境外所得	
	A: 境内主体支付	B: 境外主体支付	C: 境内主体支付	D: 境外主体支付
①	○	○	○	○
②	○	○	○	○
③	○	○	○	×
④	○	○	○*	×
⑤	○	×	○*	×

备注:【表四(2)】中“○”表示“应税”;“×”表示“免税”,此外④、⑤栏中*标注部分,是外籍董事及高管、一般外籍员工在华纳税义务的最大区别,即外籍董事及高管应税,而一般外籍员工免税。

在确定上述纳税义务之后,需要根据如下计算公式,进行具体计算。为了方便使用,我们分别列出了外籍董事及高管、一般外籍员工的计算公式:

【表四(3)】

情况	具体计算公式
①	- 外籍董事及高管、一般外籍员工的计算公式相同,即:
②	应纳税额=[(A+B+C+D)-费用扣除标准]×适用税率-速算扣除数
③	- 外籍董事及高管、一般外籍员工的计算公式相同,即: 应纳税额=[(A+B+C+D)-费用扣除标准]×适用税率-速算扣除数×[1-(B+D)÷(A+B+C+D)×(当月境外工作天数÷当月天数)]
④	- 外籍董事及高管的计算公式: 应纳税额=[(A+B+C+D)-费用扣除标准]×适用税率-速算扣除数×[1-(B+D)÷(A+B+C+D)×(当月境外工作天数÷当月天数)] - 一般外籍员工的计算公式: 应纳税额=[(A+B+C+D)-费用扣除标准]

	る)におけるいずれの年も、中国滞在満1年の基準(1 納税年度において、一時的な出国が1 回 30 日を超えず、または複数回の出国の累計が 90 日を超えない)を満たしており、かつ6 年目以後(6 年目を含む)のいずれの年も中国滞在満1 年の基準を満たすことを指す。
③	- 中国に住所なく、滞在期間が1 年以上5 年未満の場合。すなわち、中国に住所なく、1 納税年度において中国滞在満1 年の基準を満たすことを指す。
④	- 中国に住所なく、連続した滞在期間が90 日(租税協定の期間は183 日)以上1 年未満の場合。
⑤	- 中国に住所なく、連続した滞在期間が90 日(租税協定の期間は183 日)未満の場合。

上表の状況を確定してから、国内、国外所得の区分、および支払主体の区分を行ったうえで、個々に納税義務を確定する必要がある。具体的には以下のとおりである。

【表四(2)】

状況	中国国内所得		中国国外所得	
	A: 国内の主体が支払う	B: 国外の主体が支払う	C: 国内の主体が支払う	D: 国外の主体が支払う
①	○	○	○	○
②	○	○	○	○
③	○	○	○	×
④	○	○	○*	×
⑤	○	×	○*	×

付注:【表四(2)】における「○」は「課税」を意味し、「×」は免税を意味する。また、④と⑤の「*」は、外国籍董事および高級管理職と一般外国籍人員との中国における納税義務の最大の違いであり、すなわち外国籍董事および高級管理職は課税、一般外国籍人員は免税となる。

上記納税義務を確定したうえで、以下の計算公式に基づいて具体的な計算を行う。便宜上、本文では外国籍董事および高級管理職と一般外国籍人員とで計算公式を分けている。

【表四(3)】

状況	具体的な計算公式
①	- 外国籍董事および高級管理職と一般外国籍人員の計算公式は同じ:
②	納税額=[(A+B+C+D)-費用控除基準]×適用税率-速算控除額
③	- 外国籍董事および高級管理職と一般外国籍人員の計算公式は同じ: 納税額=[(A+B+C+D)-費用控除基準]×適用税率-速算控除額×[1-(B+D)÷(A+B+C+D)×(当月の国外で働いた日数÷当月の日数)]
④	- 外国籍董事および高級管理職の計算公式: 納税額=[(A+B+C+D)-費用控除基準]×適用税率-速算控除額×[1-(B+D)÷(A+B+C+D)×(当月の国外で働いた日数÷当月の日数)] - 一般外国籍人員の計算公式: 納税額=[(A+B+C+D)-費用控除基準]×

	×适用税率－速算扣除数}×(当月境内工作天数÷当月天数)
⑤	- 外籍董事及高管的计算公式: 应纳税额=[(A+B+C+D)-费用扣除标准]×适用税率－速算扣除数}×(A+C)÷(A+B+C+D) - 一般外籍员工的计算公式: 应纳税额=[(A+B+C+D)-费用扣除标准]×适用税率－速算扣除数}×(A+C)÷(A+B+C+D)×(当月境内工作天数÷当月天数)

备注:【表四(3)】中各项计算公式中的A、B、C、D的含义请见【表四(2)】;目前中国对于外籍人员的法定“费用扣除标准”为RMB 4,800。

在华任职的外籍董事及高管,在中国计算缴纳个人所得税时,与一般外籍员工存在相同和不同点,请注意按照中国法定的要求进行计算和缴纳,避免出现错缴(包括多缴、少缴)和漏缴个人所得税等情况。

(里兆律师事务所 2013年02月16日整理编写)

	適用税率－速算控除額}×(当月の国内で働いた日数÷当月の日数)
⑤	- 外国籍董事および高級管理職の計算公式: 納税額=[(A+B+C+D)-費用控除基準]×適用税率－速算控除額}×(A+C)÷(A+B+C+D) - 一般外国籍人員の計算公式: 納税額=[(A+B+C+D)-費用控除基準]×適用税率－速算控除額}×(A+C)÷(A+B+C+D)×(当月の国内で働いた日数÷当月の日数)

付注:【表四(3)】の各項計算公式におけるA、B、C、Dの指す意味は【表四(2)】を参照のこと。目下、中国の外国籍人員に対する法定の「費用控除基準」は4,800人民元である。

中国で董事および高級管理職に就く外国籍人員は、中国における個人所得税の納税額を計算する際に、一般外国籍人員の場合と類似するところも、異なるところもあるため個人所得税の過払い、不足払い、遺漏などが生じないよう、中国法で定められた要求に従って計算、納付することに留意しなければならない。

(里兆法律事務所が2013年2月16日付けで作成)